

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る新旧対照表

改正後	現 行
<p data-bbox="405 517 864 549">農業経営基盤の強化の促進に関する</p> <p data-bbox="548 592 721 624">基本的な構想</p> <p data-bbox="553 834 716 866">平成28年〇月</p> <p data-bbox="586 906 683 938">南相馬市</p>	<p data-bbox="1375 517 1834 549">農業経営基盤の強化の促進に関する</p> <p data-bbox="1518 592 1691 624">基本的な構想</p> <p data-bbox="1520 834 1684 866">平成26年9月</p> <p data-bbox="1554 906 1650 938">南相馬市</p>

改正後	現 行
<p>第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標</p> <p>1 南相馬市の位置、気候及び農業の現状</p> <p>南相馬市は、福島県浜通り地方に位置し、東は太平洋に面し、西は阿武隈山系に接する比較的なだらかな平地農村地帯である。阿武隈山地を水源とする真野川及び新田川、小高川等の二級河川沿いの肥沃な土地を利用した水田地帯と丘陵の畑地帯に大別される。水田地帯では、大区画のスケールメリットを生かした低コスト水田農業や施設園芸等が展開され、畑地帯では、ダイコンやパレイショ、ブロッコリーなどの土地利用型野菜の栽培が盛んである。</p> <hr/> <p>このような中、平成 23 年 3 月 11 日発生した東日本大震災とそれに引き続いて東京電力(株)福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。なお、原発事故による災害を「原子力災害」という。）の発生により、沿岸部では、津波被害により多くの農用地地が被災したほか、放射性物質の拡散により多くの農業者が避難生活を余儀なくされるとともに、原発事故による旧警戒区域の設定により、旧警戒区域内の復旧作業が遅れている。</p> <p>また、農用地地が放射性物質により汚染され、米の作付制限や農産物の出荷制限、さらには風評による買い控え等の問題が発生するなど農業生産に大きな影響を及ぼしたことなどから、<u>農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）は、平成 23 年度末時点の 341 経営体から、平成 26 年度末時点の 269 経営体へ約 21%減少しているとともに、原子力災害以前の水田地帯における作付面積約 6,216 ヘクタールから、平成 26 年度作付面積約 1,314 ヘクタールへ約 78%大きく減少した。これらの事由により</u>、本市の農業構造は極めて厳しい状態となった。</p> <p>その後、震災及び津波により被災した農用地地、農業施設等の復旧を進めるとともに、原発事故により汚染された農業用水路及び農用地地の除染を計画的に進め、放射性物質の吸収抑制対策の実施、さらには農産物の<u>緊急時環境放射線</u>モニタリングの実施の実施等による農産物の安全性の確認を行いながら、本市農業の営農再開を進めている。</p> <p>しかし、いまだに農業者の避難が継続する地域が残されており、今後とも風</p>	<p>第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標</p> <p>1 南相馬市の位置、気候及び農業の現状</p> <p>南相馬市は、福島県浜通り地方に位置し、東は太平洋に面し、西は阿武隈山系に接する比較的なだらかな平地農村地帯である。阿武隈山地を水源とする真野川及び新田川、小高川等の二級河川沿いの肥沃な土地を利用した水田地帯と丘陵の畑地帯に大別される。水田地帯では、大区画のスケールメリットを生かした低コスト水田農業や施設園芸等が展開され、畑地帯では、ダイコンやパレイショ、ブロッコリーなどの土地利用型野菜の栽培が盛んである。</p> <p><u>平成 16 年の農業粗生産額は 102 億円で、このうち米が 58 億円、次いで畜産が 19 億円、野菜が 17 億円となっている。最近 10 年間の推移をみると、米が価格の低迷により 36%、畜産が養豚業の縮小などにより 34%、全体では 30%それぞれ生産額が減少している。</u></p> <p>このような中、平成 23 年 3 月 11 日発生した東日本大震災とそれに引き続いて東京電力(株)福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。なお、原発事故による災害を「原子力災害」という。）の発生により、沿岸部では、津波被害により多くの農地地が被災したほか、放射性物質の拡散により多くの農業者が避難生活を余儀なくされるとともに、原発事故による旧警戒区域の設定により、旧警戒区域内の復旧作業が遅れている。</p> <p>また、農地地が放射性物質により汚染され、米の作付制限や農産物の出荷制限、さらには風評による買い控え等の問題が発生するなど農業生産に大きな影響を及ぼしたことなどからなど</p> <hr/> <p>、本市の農業構造は極めて厳しい状態となった。</p> <p>その後、震災及び津波により被災した農地地、農業施設等の復旧を進めるとともに、原発事故により汚染された農業用水路及び農地地の除染を計画的に進め、放射性物質の吸収抑制対策の実施、さらには農産物のモニタリングモニタリング検査検査の実施等による農産物の安全性の確認を行いながら、本市農業の営農再開を進めている。</p> <p>しかし、いまだに農業者の避難が継続してしておりなど、今後とも風</p>

改正後	現 行
<p><u>法第 14 条第 4 項の規定による青年等就農計画の認定を受けた個別経営体（以下「認定新規就農者」という。）及び</u> <u>認定農業者</u> <u>等の確保・育成を図ることを基本とし、個別の担い手確保が困難な地域においては、農作業受委託組織や集落営農組織、さらには J A 出資型農業生産法人や農業参入企業等の地域の実情に応じた多様な担い手を育成する。</u>また、農作業受託組織等の任意組織については、<u>集落での話し合いと</u>經理の一元化<u>を進めて集落営農組織に育成するとともに、法人化を推進し、</u>農用地の維持管理方法等に<u>関して集落内</u>での合意形成が整ったものから、特定農業団体（農用地利用改善団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）第 5 条に掲げる要件に該当するものに限る。））や特定農業法人（農用地利用改善団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人）への移行を図る。</p> <p>(3) 目的達成のための推進方向</p> <p><u>ア 地域における話し合いを基本として、「経営再開マスタープラン」の作成・見直しにより担い手を明確化し、地域の状況に応じた集落営農を推進する。</u></p> <p><u>イ 「経営再開マスタープラン」の内容を考慮し、地域の実情に応じて農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業、法第 4 条第 4 項に規定する市が行う利用権設定等促進事業などの農業経営基盤強化促進事業、法第 4 条第 3 項に規定する効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用集積の円滑化を図るため農地利用集積円滑化団体が農地の売買、貸付、農業の経営、農作業委託の代理等を行う農地利用集積円滑化事業</u> <u>等を積極的に活用し、利用権の設定や農作業受委託等を進め、面的にまとまった形で</u>農用地の利用集積（以下「面的集積」という。）<u>を進めるとともに、それと一体となったほ場の大区画化を推進し、経営規模の拡大と生産性の向上を図る。</u>また、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構と連携した事業の推進を図るとともに、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報を一元的に把握しながら、両者を適切に結び付けて利用権設定等を進める。</p> <p><u>(イに統合)</u></p>	<p><u>という。)</u> 第 14 条第 4 項の規定による青年等就農計画の認定を受けた個別経営体（以下「認定新規就農者」という。）<u>の確保・育成を図りながら、法第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）</u>の確保・育成を図ることを基本とし、個別の担い手確保が困難な地域においては、<u>農業者による農作業受託組織の育成など、集落営農を推進する。</u> <u>また、農作業受託組織</u>に <u>については、</u>經理の一元化<u>や法人化を進め</u>るとともに<u>、</u>農用地の維持管理方法等<u>について集落</u>での合意形成が整ったものから、特定農業団体（農用地利用改善団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）第 5 条に掲げる要件に該当するものに限る。））や特定農業法人（農用地利用改善団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人）への移行を図る。</p> <p>(3) 目的達成のための推進方向</p> <p><u>ア</u> <u>法第 4 条第 4 項に規定する市が行う利用権設定等促進事業などの農業経営基盤強化促進事業、法第 4 条第 3 項に規定する効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用集積の円滑化を図るため農地利用集積円滑化団体が農地の売買、貸付、農業の経営、農作業委託の代理等を行う農地利用集積円滑化事業及び法第 4 条第 2 項に規定する農業経営の規模拡大、農地の集団化等を促進するため、農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業等を積極的に活用し、利用権の設定や農作業受委託等を進め、</u>農用地の利用集積<u>により</u> <u>、経営規模の拡大を促進する。</u>また、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構と連携した事業の推進を図るとともに、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報を一元的に把握しながら、両者を適切に結び付けて利用権設定等を進める。</p> <p><u>イ 地区の状況に応じて人・農地プランの作成・見直しを行い、担い手の明確化と同プランの内容を考慮した農地中間管理事業等を活用を促進するとともに、担い手への面</u></p>

改正後	現 行
<p><u>ケ 農業資源と人材・技術等の資源を生かし、2次・3次産業など地域の他分野産業と連携し、農産物等の付加価値向上を図る地域産業の6次化を推進し、農業者の所得向上と地域の雇用確保による地域経済の活性化を図る。</u></p>	<hr/> <hr/> <hr/>
<p><u>コ 地域の有機性資源の循環利用を基礎としたエコファーマーの育成や有機栽培、特別栽培等の環境と共生する農業を推進するとともに、食の安全、環境の保全、労働の安全等に配慮したGAPの取組を推進する。</u></p>	<hr/> <hr/> <hr/>
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>
<p>5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標</p> <p>(1) 新規就農の現状</p> <p>南相馬市の平成2<u>6</u>年度の新規就農者は<u>1</u>人であり、過去5年間、ほぼ横ばいの状況となっているが、本市の基幹作物である稲の産地としての生産量の維持及びトマト等の施設野菜等戦略的作物の生産拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。</p> <p>(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標</p> <p>(1) に掲げる状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。</p> <p>ア 確保・育成すべき人数の目標</p> <p>国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や福島県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標年間220人以上を踏まえ、本市においては年間5人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で5<u>法</u>人増加させる。</p> <p>イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標</p> <p><u>青年等にとって、農業が「職業として選択しうる魅力」を持ち、「やりがいのあるもの」であることが必要であるため、3の(1)に示した効率的かつ安定的な農業経営の所得目標を将来実現することを基本とする。</u></p> <p><u>そのため、</u>南相馬市及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,900時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3</p>	<p>5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標</p> <p>(1) 新規就農の現状</p> <p>南相馬市の平成2<u>5</u>年<u>度</u>の新規就農者は<u>6</u>人であり、過去5年間、ほぼ横ばいの状況となっているが、本市の基幹作物である稲の産地としての生産量の維持及びトマト等の施設野菜等戦略的作物の生産拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。</p> <p>(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標</p> <p>(1) に掲げる状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。</p> <p>ア 確保・育成すべき人数の目標</p> <p>国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や福島県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標年間220人以上を踏まえ、本市においては年間5人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で5<u>人</u>増加させる。</p> <p>イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>南相馬市及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,900時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3</p>

改正後	現 行
<p>に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の6割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得<u>258</u>万円程度)を目標とする。</p> <p><u>ウ 農業法人等への雇用により就農しようとする青年等が目標とすべき水準</u></p> <p><u>農業法人等への雇用により就農しようとする青年等は、農業法人等への就業を通じて地域農業を担うことはもとより、将来、当該農業法人等の経営者となることや、自らが効率的かつ安定的な農業経営に発展していくことが期待される。</u></p> <p><u>このため、農業法人等への就業後5年間で、将来必要となる経営管理能力や栽培技術を習得することを目標とする。</u></p> <p>(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組</p> <p>上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については県普及部や農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。</p>	<p>に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の6割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得<u>270</u>万円程度)を目標とする。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組</p> <p>上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については県普及部や農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。</p>

改正後	現 行
<p data-bbox="165 197 1102 261">第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標</p> <p data-bbox="165 309 1102 405">第1に示した目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、市における主要な経営類型についてこれを示すと次のとおりである。</p> <p data-bbox="165 491 309 517">1 営農類型</p> <div data-bbox="181 560 1055 1353" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="208 584 344 609">〔個別経営体〕</p> <p data-bbox="219 639 1043 887">個人又は一世帯によって農業が営まれる経営体であって、他産業並みの労働時間で、地域の他産業従事者とそん色のない生涯所得を確保できる経営を行い得るものである。また、これに係る<u>各経営類型ごとの農業経営指標の前提となる</u>労働力構成については_____、主たる従事者 1 人、家族補助従事者 1 _____人を基本とした。</p> <p data-bbox="208 916 344 941">〔集落営農型〕</p> <p data-bbox="219 971 1043 1331">集落営農を推進している地域において、「組織経営体」が担い手として位置付けられている経営を想定した。「組織経営体」は、複数の個人又は世帯が共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並みの労働時間で、地域の他産業従事者とそん色のない生涯所得を確保できる経営を行い得るもの（<u>例えば、農事組合法人、有限会社、株式会社のほか、農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの</u>）で、3 世帯の協業組織とし、主たる従事者 <u>3 人</u>、<u>補助従事者 3 人</u>を基本とした。</p> </div>	<p data-bbox="1137 197 2069 261">第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標</p> <p data-bbox="1137 309 2074 405">第1に示した目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、市における主要な経営類型についてこれを示すと次のとおりである。</p> <p data-bbox="1137 491 1281 517">1 営農類型</p> <div data-bbox="1153 560 2027 1353" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1180 584 1317 609">〔個別経営体〕</p> <p data-bbox="1191 639 2016 887">個人又は一世帯によって農業が営まれる経営体であって、他産業並みの労働時間で、地域の他産業従事者とそん色のない生涯所得を確保できる経営を行い得るものである。また、これに係る_____労働力構成については、<u>標準的な家族農業経営を想定して</u>、主たる従事者 1 人、家族補助従事者 1~2 人を基本とした。</p> <p data-bbox="1180 916 1317 941">〔集落営農型〕</p> <p data-bbox="1191 971 2016 1331">集落営農を推進している地域において、「組織経営体」が担い手として位置付けられている経営を想定した。「組織経営体」は、複数の個人又は世帯が共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並みの労働時間で、地域の他産業従事者とそん色のない生涯所得を確保できる経営を行い得るもの_____で、3 世帯の協業組織とし、主たる従事者 <u>6 人</u> _____を基本とした。</p> </div>

改正後				現 行			
No.	経営類型	経営規模	主な機械・施設等	No.	経営類型	経営規模	主な機械・設備
1	水稲 (個別経営体)	水稲 (移植) 10.0 ha 水稲 (直播・飼料用米) 4.0 ha 大豆 6.0 ha	トラクター (40PS) 1台 田植機 (6条) 1台 コンバイン (4条) 1台 乾燥機 (33石) 2基 大豆用コンバイン (3条) 共同 直播播種機 (6条) 共同	1	水稲 (個別経営体)	水稲 (移植) 8.0 ha 水稲 (直播) 4.0 ha 大豆 6.0 ha	トラクター (40PS) 1台 田植機 (6条) 1台 コンバイン (4条) 1台 乾燥機 (33石) 2基 大豆用コンバイン (3条) 共同 直播播種機 (6条) 共同
2	水稲 (組織経営+集落営農)	水稲 (移植) 20.0 ha 水稲 (直播) 10.0 ha 小麦 16.5 ha 大豆 16.5 ha	トラクター (46PS) 2台 田植機 (6条) 2台 コンバイン (4条) 2台 乾燥機 (33石) 4基 直播播種機 (6条) 共同	2	水稲 (個別経営体)	水稲 (移植) 8.0 ha 水稲 (直播) 4.0 ha 小麦 6.0 ha — — —	トラクター (40PS) 1台 田植機 (6条) 1台 コンバイン (4条) 1台 乾燥機 (33石) 2基 直播播種機 (6条) 共同
3	野菜+水稲 (個別経営体)	かぼちゃ (露地) 1.0 ha ブロッコリー (秋冬) 8.0 ha 水稲 (移植) 2.0 ha 水稲 (作業受託) 6.0 ha	パイプハウス 一式 トラクター (40PS) 1台 田植機 (5条) 1台 コンバイン (3条) 1台	3	野菜+水稲 (個別経営体)	ハウレンソウ (ハウス周年) 0.4 ha — — — 水稲 (移植) 2.0 ha 水稲 (作業受託) 6.0 ha	パイプハウス 一式 トラクター (24PS) 1台 田植機 (5条) 1台 コンバイン (3条) 1台 乾燥機 (33石) 1基
4	野菜+水稲 (個別経営体)	ねぎ (夏秋) 0.5 ha ねぎ (秋冬) 1.0 ha 水稲 (移植) 2.0 ha 水稲 (作業受託) 6.0 ha	パイプハウス 一式 トラクター (40PS) 1台 田植機 (5条) 1台 コンバイン (3条) 1台	4	野菜+水稲 (個別経営体)	カボチャ (露地) 1.5 ha ブロッコリー (夏まき) 1.5 ha 水稲 (移植) 2.0 ha 水稲 (作業受託) 6.0 ha	— — — トラクター (24PS) 1台 田植機 (5条) 1台 コンバイン (3条) 1台 乾燥機 (33石) 1基
5	野菜+水稲 (個別経営体)	にら (夏) 0.2 ha にら (秋冬) 0.4 ha 水稲 (移植) 2.0 ha 水稲 (作業受託) 6.0 ha	パイプハウス 一式 トラクター (23PS・40PS) 各1台 田植機 (5条) 1台 コンバイン (3条) 1台	5	野菜+水稲 (個別経営体)	— — — トマト (雨よけ2月まき) 0.3 ha シュンギク (秋冬) 0.3 ha 5.0 ha 水稲 (移植)	パイプハウス 一式 トラクター (34PS) 1台 田植機 (5条) 1台 コンバイン (3条) 1台 乾燥機 (33石) 1基

改正後				現 行			
6	野菜+水稲 (個別経営体)	ミニトマト(施設) 0.35 ha しゅんぎく(施設) 0.35 ha 水稲(移植) 2.0 ha 水稲(作業受託) 6.0 ha	パイプハウス 一式 トラクター(23PS・40 PS)各1台 田植機(5条)1台 コンバイン(3条)1台	6	野菜+水稲 (個別経営体)	シュンギク 0.3 ha キュウリ(露地4月まき) 0.2 ha 水稲(移植) 5.0 ha _____ ha	パイプハウス 一式 トラクター(24PS)1台 田植機(5条)1台 コンバイン(3条)1台 乾燥機(33石)1基
-	_____	_____	_____	7	野菜+水稲 (個別経営体)	ネギ(秋冬) 1.0 ha 水稲(移植) 5.0 ha 水稲(作業受託) 3.0 ha	トラクター(34PS)1台 田植機(5条)1台 コンバイン(3条)1台 乾燥機(33石)1基
-	_____	_____	_____	8	野菜+水稲 (個別経営体)	イチゴ(促成) 0.3 ha 水稲(作業委託) 2.0 ha	パイプハウス 一式 暖房設備 一式 トラクター(24PS)1台
-	_____	_____	_____	9	野菜+水稲 (個別経営体)	キュウリ(半促成) 0.25 ha キュウリ(抑制) 0.25 ha キュウリ(夏秋) 0.2 ha 水稲(作業委託) 2.0 ha	鉄骨ハウス 一式 暖房設備 一式 トラクター(24PS)1台
-	_____	_____	_____	10	野菜+水稲 (個別経営体)	ダイコン(秋冬) 3.0 ha ウド(半緑化) 2.0 ha 水稲(移植) 4.0 ha	トラクター(34PS)1台 田植機(5条)1台 コンバイン(3条)1台 乾燥機(33石)1基 トラック(2t)1台
-	_____	_____	_____	11	野菜+水稲 (個別経営体)	パレイショ 5.0 ha ブロッコリー(春まき) 1.0 ha ブロッコリー(夏まき) 1.0 ha 水稲(移植) 5.0 ha	トラクター(40PS)1台 田植機(5条)1台 コンバイン(3条)1台 乾燥機(33石)1基 トラック(2t)1台
7	果樹 (個別経営体)	日本なし(幸水) 0.5 ha 日本なし(豊水) 0.6 ha 日本なし(あきづき) 0.3 ha 日本なし(新高) 0.4 ha ぶどう(あづましづく) 0.2 ha	果樹棚 一式 スピードスプレーヤー 6000	12	果樹 (個別経営体)	_____なし(幸水) 0.6 ha _____なし(豊水) 1.0 ha _____なし(新高) 0.4 ha _____	果樹棚 一式 スピードスプレーヤー 共同

改正後				現 行			
8	花き花木+水稲 (個別経営体)	トルコギキョウ (9月出荷) 0.35 ha カンパニュラ (3月出荷) 0.35 ha 水稲 (移植) 2.0 ha 水稲 (作業受託) 8.0 ha	パイプハウス 一式 トラクター (40 PS) 1台 田植機 (5条) 1台 コンバイン (3条) 1台	13	花き (個別経営体)	花壇苗 (3回転) 0.2 ha	鉄骨ハウス 一式 暖房設備 一式
9	酪農 (個別経営体)	乳用牛 (つなぎ飼い方式) 50 頭 牧草 1.0 ha	搾乳 牛舎 一式 育成牛舎 一式 トラクター (95PS) 1台 カッティングペーラー (1.2m) 1台	14	酪農 (個別経営体)	乳用牛 100 頭 牧草	フリーストール牛舎 一式 ミルクインバーラー 一式 トラクター (79PS、65PS、40PS) 各1台 ロールペーラー (1.2m) 1台
-				15	酪農 (個別経営体)	乳用牛 60 頭	つなぎ飼い牛舎 一式 パイプラインミルクカー 一式 トラクター (65PS) 1台 ロールペーラー (1.2m) 共同
10	肉用牛+水稲 (個別経営体)	肉用牛 (肥育) 100 頭 水稲 (移植) 2.0 ha 水稲 (作業受託) 4.0 ha	肥育牛舎 一式 ホイールローダー 1台 トラクター (40PS) 1台 田植機 (5条) 1台 コンバイン (3条) 1台	16	肉用牛+水稲 (個別経営体)	肉用牛 (肥育・黒毛和種) 100 頭 水稲 (移植) 5.0 ha	肥育牛舎 一式 ローダー 1台 トラクター (40PS) 1台 田植機 (5条) 1台 コンバイン (3条) 1台 乾燥機 (33石) 1基
11	肉用牛+水稲 (個別経営体)	肉用牛 (繁殖) 45 頭 牧草 (水田転作) 5.0 ha 水稲 (移植) 2.5 ha 水稲 (作業受託) 8.5 ha	繁殖牛舎 一式 トラクター (65PS) 1台 ロールペーラー (1.2m) 1台 田植機 (6条) 1台 コンバイン (4条) 1台	17	肉用牛+水稲 (個別経営体)	肉用牛 (繁殖) 40 頭 水稲 (移植) 2.0 ha 水稲 (作業受託) 8.0 ha	繁殖牛舎 一式 トラクター (65PS) 1台 ロールペーラー (1.2m) 共同 田植機 (5条) 1台 コンバイン (3条) 1台 乾燥機 (33石) 1基
-				18	養豚 (個別経営体)	豚 (母豚) 100 頭	一貫経営豚舎 一式 尿処理施設 一式 トラクター (40PS) 1台

改正後				現 行				
-				19	菌茸+水稲 (個別経営体)	シイタケ(菌床) 水稲(移植)	35,000 袋 5.0 ha	シイタケ用パイプハウス一式 トラクター(34PS)1台 田植機(5条)1台 コンバイン(3条)1台 乾燥機(33石)1基
-				20	水稲 (集落営農型)	水稲(移植) 水稲(直播) 小麦	25.0 ha 10.0 ha 20.0 ha	トラクター(40PS)2台 田植機(6条)2台 コンバイン(4条)2台 乾燥機(33石)4基 直播播種機(6条)共同
-				21	水稲 (集落営農型)	水稲(移植) 水稲(直播) 麦 大豆	20.0 ha 10.0 ha 10.0 ha 10.0 ha	トラクター(40PS)2台 田植機(6条)2台 コンバイン(4条)2台 乾燥機(33石)4基 大豆用コンバイン(3条)1台 直播播種機(6条)共同
-				22	水稲 (集落営農型)	水稲(移植) 水稲(直播) 大豆	20.0 ha 10.0 ha 20.0 ha	トラクター(40PS)2台 田植機(6条)2台 コンバイン(4条)2台 乾燥機(33石)4基 大豆用コンバイン(3条)1台 直播播種機(6条)共同
-				23	野菜 (組織経営体)	トマト(養液栽培)	2.0 ha	ダッチライト式温室 一式 暖房設備 一式 養液栽培プラント 一式

改正後		現 行	
2 生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標		2 生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標	
生産方式	<p>1 共通事項</p> <p>(1) 複合経営については、<u>_____</u> 計画的な作目・<u>作型</u>の組合せを進め、<u>作業の平準化を図る。</u></p> <p>(2) 野菜・花きについては、地域の特性を生かした<u>作目選定を行う</u>とともに、施設化を<u>進める</u>。また、<u>機械化・共同化により、一層の省力化・低コスト化を図る。</u></p> <p>(3) 化学農薬・化学肥料の削減や<u>地域有機性資源の循環利用</u>に努め、<u>環境と共生する農業に取り組む。</u></p> <p>(4) 効率的な作業が可能となるようほ場の大区画化を<u>進めるとともに、農地中間管理事業の活用や土地利用調整活動等により、農用地の利用集積や経営の規模拡大を図る。</u></p> <p><u>(5) 放射性物質の吸収抑制対策の実施や農産物の緊急時モニタリングへの協力等により、農畜産物の安全性の確保を図る。</u></p> <p>2 作目別の技術等</p> <p>(1) 水稲</p> <p><u>担い手への農用地の利用集積による規模拡大や農業機械・施設の共同利用、農作業受委託を進めるとともに直播栽培等の省力・低コスト生産技術を拡大する。</u></p> <p><u>高品質・良食味米を安定生産するため、地域条件に適した品種の導入や、カントリーエレベーターやライスセンター等基幹施設を利用する。</u></p> <p><u>主食用米の需要動向を的確にとらえ、用途別需要等に応じた品種構成とするとともに、需要に即した多様な米づくりを進める。</u>また、飼料用米、加工用米<u>_____</u>等の非主食用米や<u>WC S用稲等の生産を拡大し、土地利用型経営の安定化を図る。</u></p> <p>(2) <u>大豆・そば・麦類</u></p> <p>実需者が求める品質と<u>ロット</u>を<u>_____</u>確保するため、団地化及び機械化を<u>進める</u>。</p> <p><u>_____</u>安定した収量・品質を確保するため、土づくりを実施するとともに、特に水田作では<u>排水対策を徹底</u></p>	生産方式	<p>1 共通事項</p> <p>(1) 複合経営については、<u>作業ピークの解消が図られるよう</u>計画的な作目<u>_____</u>の組合せを進める。</p> <p>(2) 野菜・花きについては、地域の特性を生かした<u>産地形成を進める</u>とともに、施設化を<u>推進する</u>。また、<u>_____</u>共同選別及び共同出荷体制をより強化する。</p> <p>(3) 化学農薬・化学肥料の削減や<u>地域循環型農業_____</u>に努め、<u>環境にやさしい農業を推進する。</u></p> <p>(4) 効率的な作業が可能となるようほ場の大区画化を<u>図る。</u> <u>_____</u>土地利用調整活動<u>_____</u>による<u>農_____</u>地の<u>_____</u>集積と<u>_____</u>規模拡大を図る。</p> <p>2 作目別の技術等</p> <p>(1) 水稲</p> <p><u>直播栽培の導入により、他作物との労働力競合の回避と水稲作業期間の拡大を図る。</u></p> <p><u>_____</u></p> <p><u>複数品種の組合せ等により、適期作業期間を確保し規模拡大を図るとともに、多様なニーズに対応できる生産体制を確立する。</u></p> <p><u>生産コストの低減を図るため、作業・機械の共同化及び作業受委託を推進するとともに、カントリーエレベーターやライスセンターの利用を積極的に推進する。</u>また、飼料用米、加工用米、<u>稲WC S等の非主食用米を含む多様な米づくりによる土地利用型経営の安定化を図る。</u></p> <p>(2) <u>麦・大豆_____</u></p> <p>実需者が求める品質<u>_____</u>を<u>一定量</u>確保するため、団地化及び機械化を<u>推進する</u>。</p> <p><u>水田作では、安定した収量・品質を確保するため、土づくりと_____</u>排水対策を<u>実施</u></p>

改正後		現 行	
	<p>化を進める。</p> <p>肉用牛は、<u>飼養管理技術の改善及び経営内繁殖肥育一貫経営や地域内一貫生産体制の構築を進める。</u></p> <p><u>土地の利用集積や</u>遊休農地の<u>活用を積極的に進めるとともに</u>、高性能機械の導入<u>又はコントラクターの活用により飼料生産の効率化を図る。</u></p> <p><u>耕畜連携のもと飼料用米、稲WC Sの活用により経営安定化と飼料自給率の向上を図る。</u></p> <p>ふん尿処理については、良質なたい肥生産に努め、耕種農家との連携により、地域におけるたい肥利用を促進し、有効資源の循環を図る。</p> <p>(7) 菌茸</p> <p>しいたけの栽培においては、<u>品種</u>の特性に応じた温湿度管理を行い、発生の安定に努める。</p> <p>使用品種及び労働力の見直しを行い、無駄のない経営規模、栽培体系の整備を図る。</p>		<p>進める。</p> <p>肉用牛は、<u>省力かつ効率的な管理方式の導入等により生産性の向上に努めるとともに、繁殖・肥育一貫経営についても併せて推進する。</u></p> <p><u>飼料作物では、土地の利用集積や放牧技術導入等により遊休農地を積極的に活用し</u>、高性能機械の導入による<u>面積拡大、優良品種の栽培及び低生産性草地の計画的な更新等により、飼料自給率の向上を促進する。</u></p> <p>ふん尿処理については、良質なたい肥生産に努め、耕種農家との連携により、地域におけるたい肥利用を促進し、有効資源の循環を図る。</p> <p>(7) 菌茸</p> <p>しいたけの栽培においては、<u>種菌</u>の特性に応じた温湿度管理を行い、発生の安定に努める。</p> <p>使用品種及び労働力の見直しを行い、無駄のない経営規模、栽培体系の整備を図る。</p>
経営管理の方法	<p><u>1 簿記記帳を実施し、経営の把握・管理を行うとともに、経営の合理化を進める。</u>また、青色申告を実施する。</p> <p><u>2 経営分析に基づく改善計画を立て、その実践にあたる。</u></p> <p>3 家族経営については、経営管理を充実強化し、また、生産組織については、経営の<u>高度化・効率化</u>を図り、熟度の高いものから法人化を<u>進める</u>。</p> <p>4 合理的な経営を行うため、経営体内の役割を<u>明確にする</u>。</p> <p>5 経営体質を強化するため、自己資本の充実を図る。</p> <p>6 経営管理能力の向上を図るため、経営研修会等へ積極的に参加するとともに、<u>各種支援制度等の情報収集に努める。</u></p> <p>7 小規模な農業経営、生きがい農業を行う高齢農業者等と農用地や労働力について、相互にメリットが享受できるよう調整<u>する</u>。</p>	経営管理の方法	<p><u>1 経営の分析に基づき、経営改善計画を立て、計画に沿って実践する。</u></p> <p><u>2 経営の合理化を進めるため、簿記記帳により経営と家計の分離を図る。</u>また、青色申告を実施する。</p> <p>3 家族経営については、経営管理を充実強化し、また、生産組織については、経営の<u>効率化</u>を図り、熟度の高いものから法人化を<u>すすめる</u>。</p> <p>4 合理的な経営を行うため、経営体内の役割の<u>明確化を図る</u>。</p> <p>5 経営体質を強化するため、自己資本の充実を図る。</p> <p>6 経営管理能力の向上を図るため、経営研修会等へ積極的に参加する<u>。</u></p> <p>7 小規模な農業経営、生きがい農業を行う高齢農業者等と農用地や労働力について、相互にメリットが享受できるよう調整を<u>図る</u>。</p>

改正後		現 行	
農業従事の 態様等	<p>1 個別経営体</p> <p>(1) 配偶者や後継者がそれぞれの役割を明らかにし、経営の発展を図るため、家族経営協定を締結 _____ し、労働時間の設定や休日制等の就業環境を整備する。</p> <p>(2) 快適な労働環境づくりを進めるとともに、<u>農作業機械等の取扱いを熟知する等により農作業事故の防止に努める。</u></p> <p>(3) 計画的な作業と _____ 雇用者の確保等により、適正労働に努める。</p> <p>(4) 酪農経営等では、他産業並みの休日を確保するため、ヘルパー制度<u>を活用する。</u></p> <p>2 組織経営体</p> <p>(1) 給料、就業時間等の就業規則の作成、保険制度の活用、<u>トイレや休憩室の完備、作業衣の支給など、就業条件を整備する。</u></p> <p>(2) <u>作業 _____ 環境の改善、作業姿勢の改善など、労働環境を整備する。</u></p> <p>(3) 効率的な農作業のための労働設計や雇用者の安定的確保のための情報を整備する。</p>	農業従事の 態様等	<p>1 個別経営体</p> <p>(1) 配偶者や後継者がそれぞれの役割を明らかにし、経営の発展を図るため、家族経営協定の締結を<u>推進</u>し、労働時間の設定や休日制等の就業環境を整備する。</p> <p>(2) 快適な労働環境づくりを<u>図るため、「わが家の農作業チェック」等を実施し、農作業環境の改善に努める。</u></p> <p>(3) 計画的な作業と<u>臨時</u>雇用者の確保等により、適正労働に努める。</p> <p>(4) 酪農経営等では、他産業並みの休日を確保するため、ヘルパー制度の<u>導入を推進する。</u></p> <p>2 組織経営体</p> <p>(1) 給料、就業時間 _____、保険制度、 _____ _____ 休憩室 _____、作業衣 _____ 等就業条件を整備する。</p> <p>(2) <u>重作業や栽培環境、作業姿勢の改善により作業環境を整備する。</u></p> <p>(3) 効率的な農作業のための労働設計や雇用者の安定的確保のための情報を整備する。</p>
第2の2 (略)		第2の2 (略)	

改正後	現 行								
<p>第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項</p> <p>1. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。</p> <p>○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標</p> <table border="1" data-bbox="188 560 1093 1007"> <thead> <tr> <th data-bbox="188 560 952 635">効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標</th> <th data-bbox="952 560 1093 635">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="188 635 952 1007"> <p style="text-align: center;">面積のシェア65%</p> <p>なお、効率的かつ安定的な農業経営に対する農用地の利用集積においては、経営規模拡大のメリットを最大限に活かし、より効率的な経営を可能とするため、<u>面的集積</u>を図ることが求められていることから、農地利用集積円滑化事業や農地中間管理事業等を活用しながら、上記面積のシェア目標の達成により利用集積された農用地における面的集積の割合を高めていくことを目標とする。</p> </td> <td data-bbox="952 635 1093 1007"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地の利用に占める面積割合の目標」は、<u>認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等の担い手</u>の地域における農用地利用面積（基幹農作業を3作業以上実施している受託面積を含む。）割合の目標である。 基幹農作業とは、水稻で耕起、代かき、田植え及び刈取り、その他の作目で耕起、播種、収穫及びこれに準ずる作業である。</p> <p>2 目標年次は、おおむね10年後とする。</p> <p>2 (略)</p>	効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標	備考	<p style="text-align: center;">面積のシェア65%</p> <p>なお、効率的かつ安定的な農業経営に対する農用地の利用集積においては、経営規模拡大のメリットを最大限に活かし、より効率的な経営を可能とするため、<u>面的集積</u>を図ることが求められていることから、農地利用集積円滑化事業や農地中間管理事業等を活用しながら、上記面積のシェア目標の達成により利用集積された農用地における面的集積の割合を高めていくことを目標とする。</p>		<p>第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項</p> <p>1. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。</p> <p>○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標</p> <table border="1" data-bbox="1160 560 2056 1007"> <thead> <tr> <th data-bbox="1160 560 1924 635">効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標</th> <th data-bbox="1924 560 2056 635">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1160 635 1924 1007"> <p style="text-align: center;">面積のシェア65%</p> <p>なお、効率的かつ安定的な農業経営に対する農用地の利用集積においては、経営規模拡大のメリットを最大限に活かし、より効率的な経営を可能とするため、<u>面的にまとまった形での利用集積（以下「面的集積」という。）</u>を図ることが求められていることから、農地利用集積円滑化事業や農地中間管理事業等を活用しながら、上記面積のシェア目標の達成により利用集積された農用地における面的集積の割合を高めていくことを目標とする。</p> </td> <td data-bbox="1924 635 2056 1007"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地の利用に占める面積割合の目標」は、<u>個別経営体及び組織経営体</u>の地域における農用地利用面積（基幹農作業を3作業以上実施している受託面積を含む。）割合の目標である。 基幹農作業とは、水稻で耕起、代かき、田植え及び刈取り、その他の作目で耕起、播種、収穫及びこれに準ずる作業である。</p> <p>2 目標年次は、おおむね10年後とする。</p> <p>2 (略)</p>	効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標	備考	<p style="text-align: center;">面積のシェア65%</p> <p>なお、効率的かつ安定的な農業経営に対する農用地の利用集積においては、経営規模拡大のメリットを最大限に活かし、より効率的な経営を可能とするため、<u>面的にまとまった形での利用集積（以下「面的集積」という。）</u>を図ることが求められていることから、農地利用集積円滑化事業や農地中間管理事業等を活用しながら、上記面積のシェア目標の達成により利用集積された農用地における面的集積の割合を高めていくことを目標とする。</p>	
効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標	備考								
<p style="text-align: center;">面積のシェア65%</p> <p>なお、効率的かつ安定的な農業経営に対する農用地の利用集積においては、経営規模拡大のメリットを最大限に活かし、より効率的な経営を可能とするため、<u>面的集積</u>を図ることが求められていることから、農地利用集積円滑化事業や農地中間管理事業等を活用しながら、上記面積のシェア目標の達成により利用集積された農用地における面的集積の割合を高めていくことを目標とする。</p>									
効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標	備考								
<p style="text-align: center;">面積のシェア65%</p> <p>なお、効率的かつ安定的な農業経営に対する農用地の利用集積においては、経営規模拡大のメリットを最大限に活かし、より効率的な経営を可能とするため、<u>面的にまとまった形での利用集積（以下「面的集積」という。）</u>を図ることが求められていることから、農地利用集積円滑化事業や農地中間管理事業等を活用しながら、上記面積のシェア目標の達成により利用集積された農用地における面的集積の割合を高めていくことを目標とする。</p>									

改正後	現 行
<p>第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項</p> <p>市は、福島県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえ、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。</p> <p>市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業等を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 利用権設定等促進事業 ② 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業 ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業 ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業 ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業 ⑥ <u>新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業</u> ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業 <p>1～6 (略)</p> <p>7 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項</p> <p>第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組</p> <p>ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援</p> <p>本市が主体となって福島県農業短期大学校や県普及部、農業委員、指導農業士、農業協同組合、市内の生産組合等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。</p>	<p>第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項</p> <p>市は、福島県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえ、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。</p> <p>市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業_を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 利用権設定等促進事業 ② 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業 ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業 ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業 ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業 <hr/> <ol style="list-style-type: none"> ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業 <p>1～6 (略)</p> <p>7 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項</p> <p>第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組</p> <p>ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援</p> <p>本市が主体となって福島県農業短期大学校や県普及部、農業委員、指導農業士、農業協同組合、市内の生産組合等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。</p>

改正後	現 行
<p>イ 就農初期段階の地域全体でのサポート 新規就農者が地域内で孤立することのないよう、<u>経営再開マスター</u>プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために新規就農者交流会を開催するとともに、市内各区認定農業者協議会との交流の機会を設ける。また、商工会議所及び道の駅と連携して、道の駅の直売コーナへの出荷のためのアドバイスをを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。</p> <p>ウ 経営力の向上に向けた支援 アに掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。</p> <p>エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導 青年等が就農する地域の<u>経営再開マスター</u>プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。</p> <p>(3) 略</p> <p>第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項 (略)</p> <p>第6 その他 (略)</p>	<p>イ 就農初期段階の地域全体でのサポート 新規就農者が地域内で孤立することのないよう、<u>人・農地</u>プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために新規就農者交流会を開催するとともに、市内各区認定農業者協議会との交流の機会を設ける。また、商工会議所及び道の駅と連携して、道の駅の直売コーナへの出荷のためのアドバイスをを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。</p> <p>ウ 経営力の向上に向けた支援 アに掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。</p> <p>エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導 青年等が就農する地域の<u>人・農地</u>プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項 (略)</p> <p>第6 その他 (略)</p>

改正後	現 行
<p>附則 この基本構想は、平成18年8月31日から施行する。</p> <p>附則 この基本構想は、平成22年6月9日から施行する。</p> <p>附則 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。</p> <p><u>附則</u> <u>この基本構想は、平成28年〇月〇〇日から施行する。</u></p> <p>別紙1（第4の1の（1）⑥関係） （略）</p> <p>別紙2（第4の1（2）関係） （略）</p>	<p>附則 この基本構想は、平成18年8月31日から施行する。</p> <p>附則 この基本構想は、平成22年6月9日から施行する。</p> <p>附則 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。</p> <hr/> <p>別紙1（第4の1の（1）⑥関係） （略）</p> <p>別紙2（第4の1（2）関係） （略）</p>